

市民文化局広告審査委員会設置要綱

平成 22 年 6 月 22 日

22 川市庶第 434 号

(目的及び設置)

第 1 条 この要綱は、市民文化局が所管する市有財産又は広報印刷物等に民間事業者等の広告を掲載するにあたり、川崎市広告掲載要綱(平成 17 年 11 月 21 日付 17 川財財第 298 号)第 6 条に基づき、広告内容等を審査するため、市民文化局広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有財産 土地、建物等で広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広報印刷物等 広報を目的として、市民文化局が発行する刊行本、パンフレット、リーフレット、ちらし、地図、ポスター及び広報紙・広報誌その他これらに類する印刷物及び一般の印刷物をいう。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 川崎市広告掲載要綱第 5 条第 2 項及び川崎市広告掲載基準(平成 17 年 11 月 21 日付 17 川財財第 298 号)に規定する、広告を掲載することが出来ない業種又は業者、広告の内容及び広告主に関すること
- (2) その他広告に関して必要な事項

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は局長を、副委員長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 委員は、パラムーブメント推進担当部長、コミュニティ推進部長、人権・男女共同参画室長、市民スポーツ室長、市民文化振興室長、庶務課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、会議の議長となり会議を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(議事)

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(関係職員の出席)

第 8 条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部庶務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。